

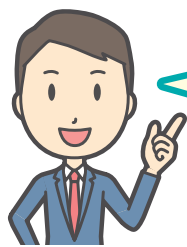
# 避難行動ガイド①

## 避難とは・・・

避難は、災害から命を守るための行動であり、避難行動には次のような方法があります。

<p>指定緊急避難場所・指定避難所への移動</p>	<p>警戒区域等内の自宅などから移動し、安全な場所への避難 (公園、親戚や友人の家など)</p>	<p>近隣の強固で高い建物などへの移動</p>	<p>建物内の安全な場所での待避 (家屋内への垂直避難) やむを得ず、家屋内に留まった場合、安全を確保する避難行動として、洪水対策では建物の2階以上の高いところへ、土砂災害対策では、斜面と反対方向の高い階への移動が有効です。</p>
<p>屋外が安全で移動できる状態のとき</p>			<p>屋外が危険な状態のとき</p>

住民の皆さまが、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、自主的な避難を行うために、北塩原村・国・福島県では防災情報を5段階の警戒レベルにより提供します。日頃からいざという時に備えて、災害時の取るべき行動の確認をお願いします。



それぞれの警戒レベルに相当する情報を、早めの避難行動の判断に役立ててください。村からの避難指示等の発令に留意するとともに、避難指示等が発令されていなくとも自ら避難の判断をしてください。警戒レベル5の状況では災害が発生して避難できなくなることから、警戒レベル3や4の段階で避難することが重要です。

水害・土砂災害について、村が出す避難情報を5段階に整理しました。

行動を促す情報	住民が取るべき行動	状況	警戒レベル
緊急安全確保※1	<p><b>命の危険 直ちに安全確保!</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</li> <li>村が災害発生を把握していない場合もあり、必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul>	災害発生 又は切迫	5
<警戒レベル4までに必ず避難!>			
避難指示	<p><b>危険な場所から全員避難</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常時持ち出し品をもって、立退き避難をする。</li> <li>立退き避難することが、かえって危険と判断される場合は、屋内で安全を確保する。</li> </ul>	災害のおそれ高い	4
高齢者等避難	<p><b>危険な場所から高齢者等は避難</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>気象情報に注意を払い、立退き避難の必要について考える。</li> <li>立退き避難が必要と判断する場合は、その準備と立退き避難をする。</li> <li>要配慮者(障がい者や高齢者で避難行動が困難な人)は、この段階で立退き避難をする。</li> </ul>	災害のおそれあり	3
大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	自らの避難行動を確認	気象状況悪化	2
早期注意情報 (気象庁)	災害への心構えを高める	今後気象状況悪化のおそれ	1

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

避難指示などは、災害の種類ごとに避難行動が必要な地域を示して発令しますが、地域やご家庭などの事情によって、「避難指示」を待たずに避難が必要と考えられる場合は、「自主避難」をお願いします。

※「自主避難」とは・・・避難指示などを待たず、自主的に地区集会所、親戚や友人の家などの安全な場所へ避難することです。その際は、出来るだけ必要な食糧、飲物、日用品などを持参するようにしてください。